

令和6年度 大田区ごみ収集作業補助員募集案内

1 募集概要

大田区ごみ収集作業補助員は、区内にある清掃事務所で行うごみ収集作業において、臨時的・一時的に発生する作業の補助を担う職です。

採用選考は、業務の発生に応じて実施いたします。名簿登録された方で書類選考を行い、書類選考合格者に面接選考実施の連絡をさせていただきます。

※名簿登録された方が全て任用される制度ではありません。また、登録期間中に連絡がない場合もありますので、ご了承ください。

2 職務内容

ごみ収集作業の補助

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間において、職務の遂行に必要なかつ十分な期間を設定して定める期間
勤務場所	区内に設置する各清掃事務所
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none">・1日7時間45分・週4日（週31時間）・原則、7時40分から16時25分まで（休憩時間60分）・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	<ul style="list-style-type: none">・原則、日曜日に加えて月曜日から土曜日までの間で指定された日が週休日となります。・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 <ol style="list-style-type: none">① 国民の祝日に関する法律に規定する休日② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。）③ 国の行事が行われる日で規則で定める日 <p>※休日に勤務を行った場合、代休日を指定するか、休日給を支給することがあります。</p>
休暇	任用期間（6月超）に応じて、年次有給休暇の付与があります。 その他、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。
給与諸手当	<u>日額 11,725円＋特殊勤務手当（1日700円）</u> 他通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。 期末手当は、任用期間（6月以上）に応じて支給されます。
社会保険	任用期間等に応じて、東京都共済組合短期給付及び福祉事業、厚生年金保険、雇用保険に加入となります。
公務災害	区の労働者災害補償保険が適用されます。

服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・ 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。
-----	---

注) 記載されている報酬額等については、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

18歳以上の方であれば、応募にあたり特別な資格等は必要ありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき以下に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 大田区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

5 選考方法等

(1) 採用までの流れ

① 申込み

申込書及び作文を自筆により記入のうえ、「6 申込み方法」のとおり提出してください。

② 名簿登録

①の申込書及び作文の受領をもって、名簿登録を行います。

③ 業務の発生

業務の発生に伴い、採用選考の手続きを始めます。

④ 書類選考

各清掃事務所において、③の発生した業務に応じて、名簿登録者の中から①の申込書及び作文により書類選考を行います。

⑤ 連絡・意向確認

④の書類選考の合格者に対して、面接選考の受験の意向について確認を行います。

⑥ 面接選考

各清掃事務所にて、面接選考を行います。

⑦ 合否結果の通知

面接選考の受験者に対して、各清掃事務所から合否の結果について通知します。

⑧ 採用

(2) 名簿登録期間

名簿登録期間は、申込日から1年間です。

※ 名簿登録した方が全て任用される制度ではありません。また、登録期間中に連絡がない場合もあります。

※ 選考の結果、採用に至らなかった場合は、期間内に限り名簿登録を継続します。

※ 登録した情報について、変更・削除等の希望がある場合には、《申込・問合せ先》までご連絡ください。

(3) 判断基準等

判断基準等は、以下のとおり筆記（作文）、面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記 (作文)	【課題】『あなたが有している知識や経験等をどのように業務に生かせるか』 ※直筆、文字数制限はありません。
判断基準	
問題意識	職務にあたる視点で状況確認ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか
論理性	記述内容に説得力があるか。 論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。 作文の表現が豊かか。

面接	筆記選考合格者と面接を行います。
判断基準	
知識	職務知識が必要な水準に達しているか。(ごみの分別基準などが理解できているか。)
積極性	意欲をもって職務にあたることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるか。

6 申込み方法

所定の選考申込書（表面、裏面【作文課題】「あなたの有している知識や経験をどのように業務に生かせるか」）に必要事項を記入し、《申込・問合せ先》又は、お近くの清掃事務所へ郵送、若しくは持参してください。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間をお願いします。（土・日・祝日は受け付けていません。）

申込書は、環境清掃部清掃事業課（大田区役所8階）、各清掃事務所で配布しています。また、区ホームページからもダウンロードができます。

7 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (3) 記載されている報酬額は、令和6年12月4日時点のものです。変更となった場合は、内定者の方に改めて連絡いたします。

大田区役所案内図

JR京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《申込・問合先》

○大田区環境清掃部清掃事業課事業調整担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号（本庁舎8階南側21番窓口）

電話03-5744-1626 FAX03-5744-1550

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

○大森清掃事務所 〒143-0024 大田区中央二丁目3番6号

電話 03-3774-3811

○蒲田清掃事務所（調布地区）

〒146-0092 大田区下丸子二丁目33番1号

電話 03-6451-8201

○蒲田清掃事務所（蒲田地区）

〒146-0092 大田区下丸子二丁目33番5号

電話 03-6451-9535